

県産木材需要喚起対策事業 Q&A

愛知県農林基盤局林務部林務課木材利用推進グループ

〔応募条件等について〕

Q1 助成費の申請は県外の工務店でも可能ですか？

A 県外の工務店であっても、県内に施工する場合は申請可能です。

Q2 県外に建てる物件も対象となりますか？

A 県内に建築する物件に限ります。

Q3 助成対象となる構造材、内外装材の部材は何ですか？

A 構造材：内外装材以外のもの(柱、梁、桁、土台、大引、間柱、垂木、母屋・棟木、胴縁、野地板、床下地など)。m³(立米)で算出してください。

内外装材：仕上げ材として使用されるもの(天井、フローリング、腰壁、外壁など)。m²(平米)で算出してください。

Q4 改修(リフォーム)は対象となりますか？

A 改修(リフォーム)は対象となります。

建築確認済証や工事届出書がない工事種別の場合は、建築主との工事請負契約書の写しの提出が必要となります

Q5 外構は対象となりますか？

A 外構は対象外となります。

ただし、建築物の新築工事に付随するウッドデッキ、カーポート等は対象となります。

Q6 寺社仏閣は対象となりますか？

A 憲法第 20 条第 3 項 (政教分離) 及び憲法第 89 条 (公財産の用途制限) に基づき、神社、寺院、教会その他これに類するもの (庫裏を含む) は本事業の助成対象外となります。

<憲法第 20 条>

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

<憲法第 89 条>

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

Q7 「県産木材利用に関する PR」とは具体的にどんなことですか？

A 【例】会社 HP で県産木材利用について公表する。見学会などを開催し県産木材について紹介する。チラシやのぼりを施工現場に設置して周知を行う。など県産木材の PR、普及に努めてください。

なお、県産木材の特徴や木材利用の意義については「あいち木づかいブック」や「愛知県産材利用の手引き」をご参照ください。以下、web ページからダウンロードできます。

(URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/kidukaibook.html>
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/0000081470.html>)

Q8 いつからの物件が対象となりますか？

A 令和 2 年 1 0 月 1 3 日以降に助成対象となる木工事に着手し、令和 4 年 2 月 1 5 日までに助成対象となる木工事が完了するものが対象となります。

Q9 着手の定義は何ですか？

A 助成対象となる木工事（県産木材を構造材、内外装材として使う工事）に着手すること。したがって、着手日は構造材の場合は上棟日、内外装材の場合は県産木材を使用した内外装木工事の着手日とします。

Q10 他制度との併用は可能ですか？

A 助成費の対象が、他の国庫補助事業や県の補助事業の対象となっているものは併用できません（グリーン化事業等）。市町村の補助事業との併用は可能ですが、各市町村の補助事業の制度上、併用について問題がないか確認してください。また、助成費の対象が異なる補助金との併用は可能です。

〔申請手続きについて〕

Q11 申請書類はどのように提出すればよいですか？

A 必要書類を添付した申請書類2部を、事業実施主体へ郵送又は直接持参してご提出ください。

Q12 県産木材の証明とはどのようなものですか？

A あいち認証材の場合は、材料の購入先の認定事業者が発行する認証番号が記載された出荷証明書等の証明書類を実績報告時に添付してください。

あいち認証材以外の県産木材の場合は、伐採から流通加工の各過程でトレーサビリティを証明する書類の添付が必要となります。様式は任意とします。

Q13 施工計画書の過去3年分の実績は県産木材についてのものでしょうか？

A 基本的には県産木材についてですが、県産木材の施工実績がない場合は他県産材等での建築実績を記載し、県産木材の実績がない旨をあわせて記載してください。

Q14 県産木材使用量が予定と実績で変わった場合はどうすればよいのでしょうか？

A 助成費に減額変更が生じる場合は、交付申請兼実績報告の前に速やかに変更届（様式第5号）を提出してください。ただし、採択後の助成費の増額は行いません。

Q15 変更届（様式第5号）はどのようなときに提出すればよいのでしょうか？

A 採択通知の助成額から、助成費が減額変更となるとき。

Q16 内外装材の使用面積の計算はどのように算出すればよいのでしょうか？

A 図面から算出した面積ではなく、助成対象となる内外装材の納品書をもとに、使用する部材面積を算出してください。また、実際に使用する箇所を着色した図面の添付が必要となります。

1つの納品書に複数物件の部材が含まれる場合には、該当物件の部材数量が分かるようにしたものを実績報告書に添付してください。

Q17 1つの建築物において、複数の工事請負契約(リフォーム等)がある場合は、それぞれの契約で申請可能ですか？

A 1つの建築物に対して1つの申請となります。1つの建築物で複数の工事請負契約がある場合は、契約の合計により助成上限を定めることとし、該当する契約書の写しをすべて添付してください。

Q18 1事業者あたりの助成費の上限はありますか？

A 施工確定分の助成費上限を、1事業者あたり300万円とします。
(事業者とは、建築確認申請等に記載された施工者とします。)

[R2. 12. 16 追加] Q19 県産木材利用に関するPR内容にはどのようなことを記載すればよいですか？

A 本事業で建築された住宅等に愛知県産木材が使われていることをPRすることにより、県産木材の認知度向上と需要喚起を図ることを目的とするため、広く一般県民に愛知県内で産出された木材であることが分かる表現としてください。

例：「あいち認証材」「愛知県産木材」「愛知県で産出された木材」を使って建てています。

[R3. 1. 28 追加] Q20 採択を受けた金額から、増額へ実績が変わったとき、実績報告書はどのようにすればよいですか？

A 採択後の助成額の増額変更は行わないため、交付申請書兼実績報告書(様式第9号)、県産木材使用実績報告書(様式第10号)は採択を受けた数量及び金額で報告してください。県産木材使用調書(実績)(様式第11号)については出荷証明書等の規格・数量と対応するように作成し提出してください。

〔その他〕

Q21 事業全体の流れ(スケジュール)を教えてください。

A 以下のPDFを林務課ホームページからダウンロードしてください。

○[県産木材需要喚起対策事業の流れ.pdf](#)

(URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/juyoukanki.html>)